



PS通信 号外

【特定福祉用具 第3弾 特定福祉用具とは】

「今までと同様の生活をしたい」というご要望がありながら、お身体の変化や疾病に伴い補助が必要な方にお勧めしております。
 特定福祉用具とは何か？種類と特徴を簡単にご紹介いたします。
 皆様のお身体生活に合わせてご検討してください。

■購入対象種目製品と購入の流れ

購入対象となる5種目

①腰掛け便座 P122~131

- 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 洋式便器の上に置いて高さ可调のもの
- 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
- ポータブルトイレ ●腰かけ便座の底上げ部材
- 水洗式ポータブルトイレ (設置にかかる費用は自己負担)



P122~131

②自動排泄処理装置の交換可能部品 P122

レシーバー・チューブ・タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの
 (使用に際して必要な洗浄液やおむつ、付属の衣類、シーツなどの消耗品は除く)



P122

④簡易浴槽 P112

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事せともなわないもの



P112

③入浴補助用具 P101~112

入浴に際しての座位の維持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するもの

- 入浴用いす ●浴槽用手すり ●浴槽内いす ●入浴台
- 浴室内すのこ ●浴槽内すのこ ●入浴用介助ベルト



P101~112

⑤移動用リフトの吊り具の部分 P92~95

移動用リフトのうち、実際に利用者の体を包んで支え人体に接する吊り具の部分



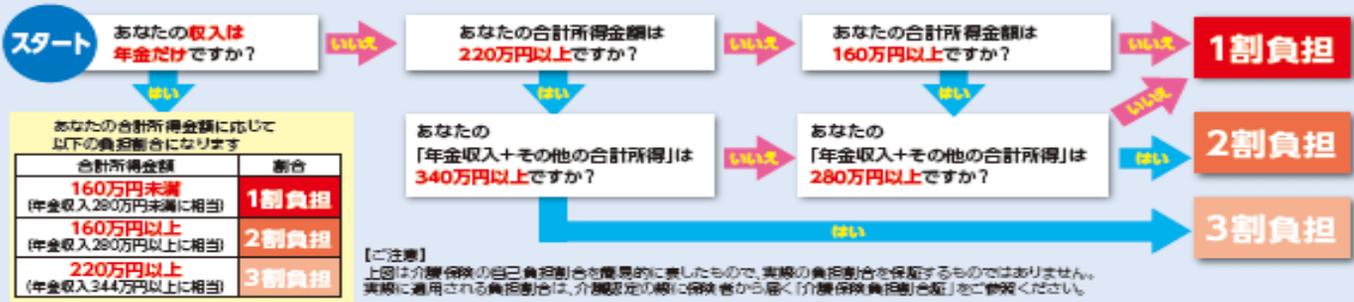
スリングシート

ご利用の手順



申請に必要な書類 ●支給申請書 ●領収書 ●特定福祉用具が必要である理由書 ●商品のカタログ(コピー可) ●被保険者証 ●印鑑
 ※同一種目の特定福祉用具の購入はできません。ただし、同一種目であっても用途及び機能が異なる場合、破損した場合、介護の程度が著しく高くなった場合は、再購入できます。
 ※市区町村により、申請方法が異なる場合がありますので、詳しくは当社までお問い合わせ下さい。

介護サービス自己負担額判定チャート (世帯に65歳以上の方が1人の場合/単身者含む)



※令和4年4月から1種目「排泄予測支援機器」が追加になりました
 ※排泄予測支援機器とは→超音波を利用して膀胱内の尿の溜まり具合を可視化するものです

●各種目製品の特徴

①腰掛便座



- ・和式便器の上に置いて腰掛け式に変換
- ・様式便器の上に置いて高さを補うもの
- ・便座からの立ち上がりを補助するもの
- ・ポータブルトイレ(居室使用のもの)

②入浴補助用具



- ・入浴用椅子・浴槽内椅子
- ・浴室内すのこ・浴槽内すのこ
- ・浴槽用手すり・入浴台
- ・入浴用介助ベルト

③移動用リフトのつり具の部分



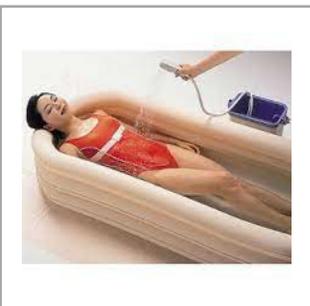
- ・居室用と入浴用がる
- ・全身覆うタイプや排泄ができる分離タイプがある
- ・リフト本体はレンタル対象の製品

④自動排せつ処理装置の交換可能部分



- ・男性用と女性用のレシーバーがある
- ・大便も吸引してくれる製品もある
- ・排泄処理装置本体はレンタル対象商品

⑤簡易浴槽



- ・空気を入れるだけ使用できる
- ・使用後はコンパクトに畳める為持運びが容易・洗髪専用の製品もある

⑥排泄予測支援機器

- ・排泄の機会を本人や介助者に通知

お問い合わせはこちらまで：

PS-PRODUCTS株式会社（PSプロダクツ）

MAIL info@ps-products.co.jp

03-6659-9666

〒130-0026 東京都墨田区両国3-9-6

担当 遠山 080-7059-5045

掛村 080-4438-8629



<https://ps-products.co.jp>



カタログ
掲載しています